

国会審議中  
野党共闘と市民の力で4度目も廃案に！

違憲違法の法案、冤罪も生む、一般市民も処罰の対象に！

新版

『危険！共謀罪法案』

盗聴盗撮・スパイ潜入で内心の自由侵害、現代の治安維持法

2017年5月

共謀罪法案に反対する会

## 目次

はじめに

### 第1部 1929年、山本宣治が国会発言準備で札幌に

— 3月5日、命がけで治安維持法と死刑導入に反対し刺殺された —

●昭和4年3月5日の議会で発言すべく用意した手稿

●拷問・不法監禁に対する議会質問内容

●宣治の不屈な精神は今に大きくなって生きている

### 第2部 政府の言い分、ホント？

①3年後の「東京オリムピックのため」は、口実

②すでにクリアしている「国際組織犯罪防止条約」の締結条件

③処罰は「罪刑法定主義」の第4「既遂段階」が原則だが…

④見えない内心を当局がどうやって判断？

⑤対象を「極めて限定する」というが…

⑥市民団体であっても「目的が一変すれば処罰の対象に」というが、誰が判断？

- ⑦ 法案の「名称」変更を巡って矛盾が  
⑧ 治安維持法と共謀罪との「共通点」

### 第3部 被弾圧体験者の証言

久津見房子さん「娘の前でズロースを引き裂く拷問で、山本宣治が札幌に」  
刈谷トキさん「借りた『蟹工船』を持っているだけで」  
寺沢迪雄さん「12月8日朝、ドンドンと音がする表戸を開けると…」  
土本勇さん「戦後も引き続き警察の監視が（戦前から約29年間）」  
宮沢弘幸さん「裸で“逆さ吊り”にされて竹刀で…」

### 第4部 えん罪事件による死刑や虐殺のケース

- (1) 非戦論・平等主義者、幸徳秋水の「大逆事件」  
(2) 敗戦間近の言論弾圧「横浜事件」  
(3) 「共謀罪法案」は“見えにくい冤罪”を生みやすい

資料：治安維持法、その目的遂行罪・予防拘禁、思想犯保護観察法

おわりに

共謀罪法案は、戦争法（安保関連法制）、続いて九条を中心とした憲法改悪の流れの中に位置しています。

現代の治安維持法といわれる当法案は、見えない「内心段階」から、国策、とくに戦争関連法に反対する勢力を一網打尽に押さえ込んで反戦平和の声を抹殺してしまおうとする法案です。治安維持法導入の時もそうでした。一度導入されると、その後はどうなるか、歴史が示している通りです。

マスコミ等、とくにテレビ報道は肝心な「テロ等」の「等」について触れていません。「等」が実にくせものなのです。

4月21日の衆院法務委で法務副大臣は、「共謀罪」の処罰の対象に「一般人捜査もなくはない」と述べました。

現在、野党は統一して市民と共に反対しています。かつてない幅広い共闘の輪です。事が完結するまで、輪を維持する決意でいると思います。

当「共謀罪法案に反対する会」も輪の端くれではありませんが、当冊子を飛ばし続ける努力をしていきたいと思えます。

2017年5月15日

「共謀罪法案に反対する会」代表 小松豊

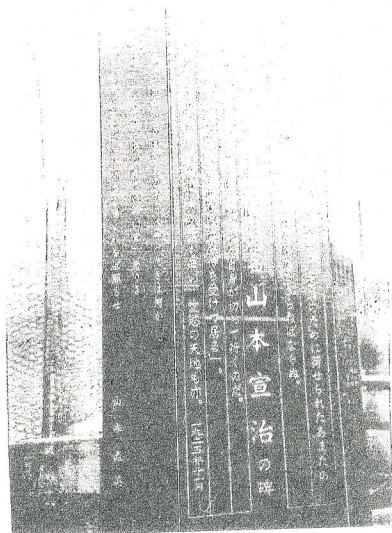
## 第1部 1929年、山本宣治が国会発言準備で札幌に

— 3月5日、命がけで治安維持法、死刑導入に反対し右翼の刺客に刺殺された —

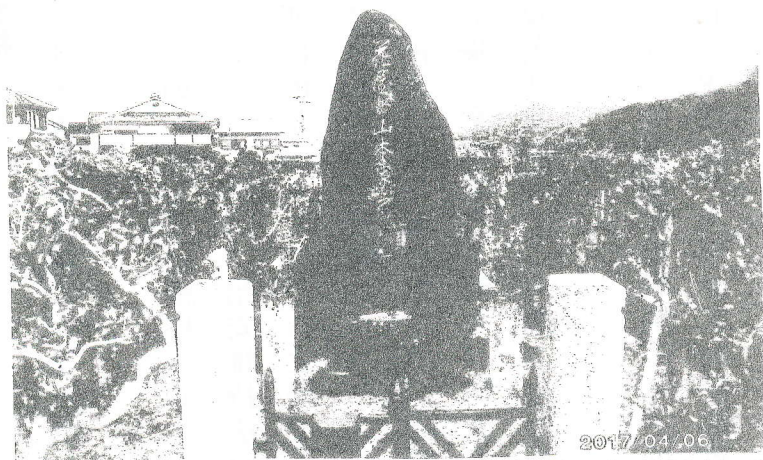
京都府宇治市出身の山本宣治（東大卒・生物学）は、1889（明治22）年5月28日に誕生し、1929（昭和4）年3月5日に逝去しました。享年40歳。1928年10月、労働党衆議院議員時代に来札しました。目的は、同年3月に起きた共産党全国大弾圧「三・一五事件」の札幌での被告・久津見房子氏（母）と一燈子氏（娘・未成年）の公判を傍聴するためでした。

それは、翌年1929年の衆議院予算委員会で、「治安維持法とその死刑導入」（天皇の勅令事後承認議会）という改悪を阻止するための下準備でした。反対質問で、「三・一五事件」での拷問（帝国憲法下でも違法）の実態を暴露するためでした。久津見親子への拷問は、取調室の警官の前で全裸にされるといふ辱めを受けるものでした。母・房子氏はその様子を第3部で証言しています。

京都から上京した山本宣治は、東京神田神保町の光栄館旅館に宿泊して議会に通っていました。国会の場で命をかけて拷問の実態を追及したために、29年3月5日の夜、旅館に不意に訪れた「七生義団」の黒田と名乗る35、6歳の男の短刀によって刺殺されました。



「……ああ、偉大なる山本宣治の碑」



「花屋敷山本家之墓」(上・下：宇治市善法墓地内、上 1994 年・下 2017 年撮影)

●昭和4年3月5日、議会で発言すべく用意した手稿

山本宣治は発言に先立って、治安維持法にたいする態度を手稿の形で次のように固めていました。

「第二の態度（第一の態度に賛成な方向を辿るもの）は、治安維持法あくまで反対を唱へるところの、戦闘的——革命的な態度である。これは、治安維持法を、支配階級の兇暴なる武器と認識し、その階級的憎悪に燃えるものとする立場である。

即ち、労働者・農民の前衛を殺害しようとする支配階級の反動的テロリズムにたいして、明確な認識と洞察とをもったものから、前衛支持の観念だけで、支配階級のかかるもくろみに反対するものを含むものの立場を意味する。而も、前衛虐殺のための治安維持法にたいして、階級的立場から反対するのが、この第二の態度の本質的な方向である。（中略）

かくの如き、資本家・地主政府の暴虐にも拘らず、無産階級の戦闘的分子は、決死的に闘争を推しすすめて行く。このことを恐れ、現在のブルジョア的独裁政治遂

行の目的のために計画されたものが、悪法治安維持法であつた。だがしかし、その後の経済的諸変動によつて、いよいよ、悲惨な生活に突落とされたところのプロレタリア本宣治の不屈な精神は、今に大きくなつて生きていると共に、事が完決するまで末永く続くことを、ささやかな当冊子発行者は心から切望しています。リアー卜は、ますます果敢な、解放戦線を拡大し、強化するに至つて、これに恐怖した田中反動内閣は、三・一五事件をつくり上げる為に、不逞の徒をして、不逞の行為をとらしめ、遂に拷問とデツチ上げとの結果、未曾有の事件を発表することをえたものである。

日本共産党事件のために検挙を開始するや、違法の検挙をあへてし、その取調べは、暴力による拷問をもつてし、事実のないものでも、百日以上<sup>たゞ</sup>留置しでもつて、警察の留置場にとめおき、入浴、運動、読書の自由を剥奪し、さてその上、事件の分離裁判を執行し、一般的には無罪であるべきものや長くて一年位のものをも、各地方の首謀者といふ名でもつて十年以下五年以上の重刑のレッテルを貼りつけ、ま



たレポーターのやうなもので、殆ど問題にならないものでも、猶今現に監禁して、これを釈放しないといふ比類なき虐待を敢行してゐる。

かかる白色恐怖政治を敢行するために、治安維持法（改悪）を緊急勅令でもつて、急遽唐突に發布したといふことは、その底に深い陰謀が叩き込まれてゐるものと云はなければならぬ。即ち、これこそは、資本家・地主の独裁政治遂行のための政策の必然的表現である。

#### ●拷問・不法監禁に対する議会質問内容

質問の中で、当局の拷問例を挙げ、帝国憲法下とは故不法であることを追及して  
います。

「函館に於きまして被告となりました福津正雄と云ふ人間は、函館警察署に於きまして混凝土<sup>コンクリート</sup>建ての洗面所か浴室のやうな処に、冬の寒空に真裸で四つ這ひにさせられて、さうして取調べに従事した刑事は、お前は労働者だから北海道の労働運動をするんだと云ふもで、四つ這ひにならせて、竹刀で殴つて其混凝土の上を這ひ廻

らせた、さうして「もう」と云へと云うて「もう」と云はせ、或は其床を舐めると云つて床を舐めさせた。それで三、四十回もつまり昏迷に陥る迄竹刀で哀れなる青年の尻を叩いて、走り廻らせたと云ふ例が函館の裁判で現れて参りました。：用ひられた道具は、例へば鉛筆を指の間に挟み、或は此三角形の柱の上に坐らせて、さうして其膝の上に石を置く、或は足を縛つて、逆さまに天井からぶら下げて、顔に血液が逆流して、さうして悶絶する迄打つちやらかして置く、或は頭に座布団を縛り付けて、竹刀で殴る。或は胸に手を当てて肋骨の上を擦つて昏迷に陥れる。或は又生爪を剥がして苦痛を与へる、と云ふやうな実例が到る処にある。：取調べの任に当たつた人間は何時も顔見知りの高等係ではなくして、泥棒や拘摸ムツを相手にして居る司法係や治安係とい腕節の強い人間が其処へ来て云ふやうには、此取調べに當つてお前方三人、四人殺した所で上司は引受けて呉れる、昭和の甘粕だからうんとやるといふやうなことを云うてやった。：当局の極めて重職に居られる方で、其方の親戚の中に、政治的所見を異にした為に榮譽ある貴族の籍を捨てて其の所信に忠

実なる余り、今申したやうな拷問の攻めに遭つた人（横山警保局長の弟石田英一郎）もある。：現に各所に於ける共產党裁判は、何処に於ても其取調べの処置の當を得なかつたといふのは、被告が其事實を係官の名を挙げて申し立てて居るのを弁護人は聞いて居る。札幌に於ける裁判の如き、私は当日傍聴しましたが、或夫人の被告は、其取調べの最中に於て其被告の十五になる娘が、母親の見て居る前に於て、言語に絶したる辱めを此取調べの官吏から受けてそれを見て腸を断つ思ひをした。或は又其女被告の鮮血に染まれる衣服の一点が残つて居つたがそれが何処ともなく消えて行つて証拠が湮滅されたといふやうなことで、其話を聞いて居る裁判官、それ等の方々も面を反けたといふやうな例（拷問を受けた久津見氏の証言は第3部に）すらある。：只今申し上げました実例に關しては全部責任ある事實に基づいた陳述である。之に關して当局が如何にせられるか、兎に角吾々は飽迄此現代の社会に於ける九十七パーセントを占むる処の無産階級の、其無産階級の政治的自由、之を獲得擦る為に斯うした暗澹たる此裏面には、犠牲と、血と、涙と、生命迄を尽くして

居ると云ふことを申し述べて私の質問を撃つ切ります。」（これに対し、秋田政府委員は「政府としては只今山本君の述べられました事実のあると云ふことを断じて認めることは出来ませぬ。随つて存在せざる事実を前提として之に對して所見を述ぶる必要はありませぬ」と答弁した）。以上の出典、『山本宣治全集』（汐文社、1978年）第五卷510p・564〜567p。

●宣治の不屈な精神は今に大きくなって生きている

大阪、宇治など各地にいくつか「山宣会」があり、毎年碑・墓前祭が行われています。

国会に上程されている「共謀罪法案」は現代の治安維持法といわれ、多分野多階層の人々から反対の声が挙げられています。「東京オリンピック成功の為にはやむをえない」と思っている方々も、「わからない」という方々も法案の中味がはつきりわかれば考え直すかもしれません。とりわけ「テロ等」の「等」によって刑罰の対象が何でもかんでも入りかねないことや、内心（思想・良心）の自由を保障してい

る憲法のみならず、現行の「既遂段階」における「罪刑法定主義」にも反する違憲  
違法の法案であることが確認されれば、現在賛否が拮抗している世論は一変すると  
思います。尚、世論調査結果も百パーセント信用できないという声もあります。

## 第2部 政府の言い分、ホント？

### ①3年後の「東京オリピックのため」は、口実

過去3回廃案になった時と現在では比較にならないほど、手ごわい。なぜなら、その時は、日本でのオリピックは予定されていなかったからだ。本来政権から独立していなければならぬ公共放送局は、「安倍チャンネル化（政治報道などに限定）」、「偏向している」と、巷で言われている。「安倍様のNHK」などと辛辣な声もある。退職職員も危惧している。国民の声に耳を傾けようとしない、暴走する安倍政権は“打倒”しかないが、衆参3分の2以上の議席のある与党を倒すには“安倍やめろ！”の運動と共に、来る衆院選が勝負の場になる。そのためには、進行している市民と野党の共闘の成功がカギとなる。ここに来て、平和を守るという目的のために「小異を捨て大同につく」という大人の度量が求められる。札幌市のあの区では、民進党候補者の当選のために立候補を辞退した候補がいる。“その統一候補の勝利のために自分も頑張る”と宣言した政党・元候補者がいる。“あつ

ばれ”という他ない。

そこで首相に聞けるものなら聞いてみたい。東京オリンピックがテロに狙われる根拠はあるのか。テロリストは東京オリンピックをしかじかの理由で壊すと宣言声明でも出しているのか。今のところ、根拠らしいことは聞こえてこない。しいて言えば、イスラム全体を敵視するトランプ大統領とゴルフ場で二人がスキンシップしたこと、敵対するイスラエルに援助したことか？

狙う対象がはっきりしているテロ、あるいは無差別テロにしても狙う理由が直接間接にある。勿論正当化はできない。又、対象は誰でもどこでもよかつたというものもある。その行為にしても主に政治的狙いがある。民族・宗教紛争によるテロもある。「イスラム人はテロリスト」というようなデタラメ・無責任な主張をする人は狙われる対象になりかねない。それでも殺人は容認できない。当面6カ国の入国禁止の大統領令が出され、とくに空港では混乱しているという。

オリンピックの場で考えられることは何か。過去、黒人差別が激しい時のオリンピックで黒人金メダリストが、表彰台の上で拳を突き上げて抗議したのはあった。

勿論テロではない。又、表彰式で金メダリストが自国の国家が流れ、国旗が掲揚されるのと下を向いたことがあった。オリンピックの場ではせいぜいそうした抗議で一杯だ。安倍首相は他にどんなことを想定しているのだろうか。

普通の国民には、それ以上思い当たらない。その程度では共謀罪の必要性は出て来ない。

首相には答える義務があり、答えていただきたい。

## ②すでにクリアしている「国際組織犯罪防止条約」の締結条件

首相は「条約に批准したいが、共謀罪法案が成立していないからできないでいる（旨）」という。それは嘘である。当条約34条1項は「自国の国内法の基本原則に従って、必要な措置をとる」となっているに過ぎない。もともとマフィアや暴力団などの国際的経済犯罪に対応する条約であって、批准条件に共謀罪は含まれていない。当条約の5条は「金銭的利益その他の物質的利益を直接又は間接に得るため」というものである。



国連は多くのテロ対策防止条約を制定している。例えば、1971年のハイジャック・シージャック防止のための条約、1997年のプラスチック爆弾防止条約など、主要13の条約がある。

日本はそれらすべての条約を締結し、国内法も整備している。例えば、2004年にテロ資金提供処罰法を制定、2014年には改正し、処罰範囲などを拡大している。2007年には予備段階から処罰する法律も制定している。十二分にテロ対策の立法措置を図ってきている。したがって、共謀罪の法律がなくても「国際組織犯罪防止条約」締結は可能である。

安倍首相は世界の187カ国が批准しているというが、共謀罪を新設して批准した国は僅か2か国（ノルウェーとブルガリア）に過ぎない。ここでも嘘をついている。

### ③処罰は「罪刑法定主義」の第4「既遂段階」が原則だが…

一般的に二人以上の犯罪の場合は、次のような順を踏む。

- ① 共謀（相談・計画）
- ② 予備（準備）
- ③ 実行
- ④ 未遂
- ⑤ 既遂

例外を除いて現刑法における逮捕・処罰は⑤段階のみである。それを「罪刑法定主義」という。

ところが、今回問題になっている共謀罪（法案）は①から④までの段階であっても逮捕・処罰できる、というものである。それには証拠が必要であるが、特に①②のような心のなかにある内心、憲法で言えば第19条「思想及び良心の自由」の見えない部分を見なければならぬ。同時に、21条1項「表現の自由」との衝突も免れない。

②の段階にも問題がある。日常、銀行のATMや郵便局などの預金から引き出している。切れ味が悪くなったので新しい包丁やナイフを買った。それも恣意的に判断されて「御用だ」となるのだろうか。たまったものじゃない。

#### ④見えない内心を当局がどうやって判断？

共謀罪（法案）では当局（警察・公安・検察等）が恣意的に判断してよいことになっていく。だから、「お前のあれは、こうこうしかじかである」と我田引水的に一方的に展開すればよい。だから、誰でも対象にできる。戦前の治安維持法の目的遂行罪を想起する。対象者は天井知らずになった。既にデッチ上げの「調書」（筋書き）が出来ている。だから、それなりに口達者でなければならぬ。提訴もあろうるので、一応証拠らしきものも用意しておくことになる。

一応、証拠らしきものの収集にも力を入れる。

家、会議室、事務所、車などに密かに盗聴器やカメラなどを設置。盗聴器類は多種多様で非常に発達している。電話や電子メールなどの盗聴。設置を狙う者は近くで駐車して出入りの様子を伺っている。施錠が大切になる。車には車中の会話盗聴器を秘かに設置し、人工衛星を利用しての位置情報を得る。令状なく取り付けて尾行するというもので、2006年から警視庁が全国都道府県に通達を出した。違法取り付けにあたり、裁判になっている。

空港、地下街などの他に、道路等の外にも要所要所に監視カメラを設置してある。もっとも通信の類はアメリカや日本の静止衛星で全てキャッチされている。上空

から車のナンバーも見えろという。

又、場合によっては当局のスパイを秘かに潜入させる。

確認するが、憲法21条に「検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」とある。警察など当局は守らねばならない。以後、裁判も考えられる。

裁判になるとなれば、警察官・検察官は証拠らしきもの収集に一層力を入れる。

又、「調書」通りの返答を得ようと取り調べは長引く。勾留時間が決まっている。時間が来たら裏口から出して、そこでまた口実をつけて捕まえて入り口から入れる。その繰り返しをやれば取り調べの時間はたつぷりとれる。そうした過去の証言が当冊子の弾圧証言のところにある。

警察には拷問一歩手前の手法がある。例えば、である。

取り調べは毎晩眠い夜にする。意識が朦朧としてくる。眠いのでやがてやけになり、どうしてもよくなつて、つい“うん”といってしまう。又“根性を鍛えてやる”と警察の道場に連れ出され“柔道の技”をバツバツかけられる、など。万が一、血痕が付いたならその衣類は隠すか、焼却する。

監視カメラは、例えばコンビニの内外、あるいは街路・地下街通路にも設置する。

既にされている。今でさえ監視社会だというのに、それが更に強化されることになる。プライバシー侵害も含み、息苦しい社会だが、市民は日常いちいち意識していない。それが既に暗く恐い社会を許してしまった。プライバシー保護の法律はどうなっているのか。“壁に耳あり、障子に目あり”の時代を既に迎えている。一層ということになる。

だから、例えば秘かに連絡したい場合、メモを路上で手渡し、受け取った人は読んだ後にそれを細かく裂いて飲み込んだ。戦前にあったことだ。

ちなみに、戦前の特高の手法は戦後の警察・公安などに引き継がれたという。

### ⑤対象を「極めて限定する」というが…

戦前・戦中、戦争に最も命がけで反対し弾圧されたのは共産党であった。非合法で地下活動を余儀なくされた。労農党が合法的に活動していた。その伝統は戦後に引き継がれ、今日に到っている。

「対象は極めて限定」とは、今日の日本共産党である。特別高等警察(特高)が治安維持法(1925年)に基づいて検挙や検束を行った。

法律には直接に“戦争反対”の用語はない。むしろ、天皇制や資本主義体制の

ことであつた。

「国体（若しくは政体）を変革し又は私有財産制度を否認することを目的として結社を組織し又は情を知りて加入したる者は十年以下の懲役又は禁錮に処す」。

なお、国体とは天皇制、私有財産制度とは資本主義制度のことである。その変革とは、前者が民主主義社会、後者は社会主義・共産主義、無政府主義をいう。社会主義は、労働の質と量に依じて受け、失業者のいない平等社会、共産主義とは必要に依じて受け取る社会をいう。後者は生産力の高度な発達を前提とする。さらに、すべてにおいて自由が保障されていなければならない。その意味では、前者すら実現している国・地域はまだない。

戦争反対は、明治憲法にある天皇の宣戦講和の権限や統治権などに反し、国策に反すること故、弾圧される根拠となつた最たる権限であつた。当時は日中戦争や植民地に反対することであつた。

治安維持法の制定時、「対象は極めて限定している」とのことであつたが、制定後に死刑が導入され、対象は「小林多喜二の本を持つていただけ」の一般の人も逮捕されるようになり、検束・検挙数は天井知らずになつた。今回の共謀罪導入とほぼ同じ手口である。騙されてはならない。

警察に恣意的判断の権限を渡してはならない。

⑥市民団体であっても「目的が一変すれば処罰の対象に」というが、誰が判断？

平和で民主的な組織やグループであっても「目的や性質が一変すれば処罰の対象になる」(旨)と、2月27日金田法相が委員会審議で言い出し、審議は空転し、法相の辞任問題にもなった。

又、処罰対象は「ライン」やフェイスブックなどのSNS全般が含まれるとも答弁。インターネット全般に及ぶ危険も出てきた。となれば、広範囲な一般市民も対象になる。いずれにしても、誰が何を根拠に判断するのか。これも結局、内心を覗く警察等が恣意的に判断することになる。

したがって、判断次第では多くの平和的、民主的な市民団体やグループも対象になり、「対象を極めて限定する」ということと大きく矛盾することになる。

⑦法案の「名称」変更を巡って、矛盾が

当初政府が出した「組織犯罪処罰法改正案」(「共謀罪」法原案)には、「テロ」の文言がなかった。

3月10日、「テロ」の文言をめぐるって法案の根本目的が二転三転し、審議は空転した。政府与党に深刻な混乱が起きた。修正案では「テロリズム集団その他の組織的犯罪集団」が「共謀罪」の中心になっている。現在、法案で問題になっている点を列挙してみる。

- ①テロリズムの定義が不明確な点。
- ②組織（集団）の定義（範囲）が不明確な点。
- ③当初、「テロ」に「等」がついていた。「等」とは何かという点。

そこで、関係者などに聞いてみた。

「テロなどの準備行為かどうか、誰がどのように判断するのでしょうか、と。結局のところ、「警察が『テロ』の危険あると決めつけられればOKなのでしょう」（三澤麻衣子弁護士『憲法会議』2017年3月459号）。普通に考えるとそういうことになる。

又、「組織的犯罪集団」の「集団」の定義の問題もある。集団ですから、同窓会の飲み会も入る。酔って冗談で言ったことが、周囲にいた人が勘違いして警察に通



報したら、「御用だ！」ということにもなりかねない。恣意的判断の権限を持った警察のことだ。

「等」については、いうまでもなく何でもかんでも入る。これまでの法律やその執行（実行）段階では、「等」や「付則」のところが狙いの本命・本丸ということがあった。

「等」は実にくせもので、要注意である。

## ⑧ 治安維持法と共謀罪との「共通点」

第1. 制定経過、団体規制、処罰段階（時期）に於いて。

1922（大正11）年、「過激社会運動取締法案」が提出されたが、対象が非常に広く、結社までの形にいかない大衆・社会運動まで取り締まる法案だったので、反対運動を受けて廃案になった。

その後、1925（大正14）年に提案された治安維持法は、3年前に提案された法案と比較すれば処罰の範囲が限られ、法としての「出来具合」も良く見えて制定された。しかし、成立すると死刑に改悪されるとともに、目的遂行罪が導入され、検挙対象者は天井知らずになった。

今回提起されている共謀罪法案もその経過に類似したところがある。2003年の政府案はあまりにも広い処罰範囲だったのを改め、準備行為と組織的犯罪集団の関与を要件として乱用を防止することとした、と言う。治安維持法制定時と同様である。これが第一の共通点。

第2. 団体の犯罪準備段階の行為から取り締まりの対象にしようとしている点である。すなわち、治安維持法の目的遂行罪などは処罰段階（時期）を早めるもので、共謀罪も犯罪準備段階の行為から規制しようとしている。その点で共通している。

第3. 適用範囲の拡大に於いて。

治安維持法は、共産党に対する適用から始まった。その後、次のような団体・個人などに拡大されていった。

- ・ 共産党周辺団体、労農党などの合法的無産政党、
- ・ 宗教団体（大本教、創価学会、天理教、キリスト教など）
- ・ 学会
- ・ 文化芸術団体

- ・ 研究団体
- ・ 雑誌編集者
- ・ 企画院などの政府機関
- ・ 落書き
- ・ 他

処罰範囲が拡大され、範囲が不明確になった。治安維持法を拡大適用すれば、反政府の団体を一網打尽にできる点でも共通している点である。

### 第3部 被弾圧体験者の証言

次の5名の弾圧体験者の証言を生年順に紹介します。

・久津見房子さん（1890）「娘の前でズロースを引き裂く拷問で、山本宣治が札幌に」

・刈谷トキさん（1906）「借りた『蟹工船』を持っているだけで」

・寺沢迪雄さん（1907）「12月8日朝、ドンドンと音がする表戸を開けると……」

・土本勇さん（1907）「戦後も引き続き警察の監視が（戦前から約29年間）」

・宮沢弘幸（1919）「裸で“逆さ吊り”にされて竹刀で……」

■久津見房子氏（1890年生まれ）

「娘の前でズロースを引き裂く拷問で、山本宣治が札幌に」

二晩警察にいて、札幌（大通り）刑務所に送られました。顔は紫色に腫れ上がってしまつて、はだかにして捕縄で殴られたところはミミズばれになつてい  
るから、見られたものじゃないですよ。“白っぱくれるからよ、ざまみろ”  
といつてました。（牧瀬菊枝著『久津見房子の暦』）

娘の一燈子さんも母の拷問について、こう述べています。

いま通り抜けて来た道場の片隅の光景が私の心を引いた。そこには大きな角  
火鉢の中に、燃え残った黒い炭のかけら、白い灰がうず高く、そのまわりに4、  
5本の酒の空瓶が、朝の白々として陽の光を受けて転がっていた。私はそれに

目をやったとき、急に胸さわぎをおぼえ、きつと母を取り囲んで残虐のかぎりを尽くしたのに相違ない。(略)“あのときは体中がぶくぶくになりましてね、まるでかぼちやの腐ったようでした”と母が後でいうのを何度か聞いた。(略)人に語ったところによると、“裸にされ、竹刀しなや捕縄で殴られて、頭も顔も体中紫色に腫れ上がり、下ばきは鮮血にそまった”とのことです。(『母と子』)  
お母さんに対する特高の拷問は、すさまじいものであったことは疑いの余地はありません。その後、この拷問は国会の場で問題にされました。

治安維持法が天皇の勅令で死刑に改悪され、その後の事後承認議会で、労農党から当選した京都の山本宣治代議士は、翌年の衆議院予算委員会で死刑反対の立場から3・15事件での拷問の実態(違法性)を暴露しますが、その事前準備のため1928年札幌にわざわざ足を運んでいます。その時のことを房子さんは、こう語っています。

その年の秋から公判が始まりました。その間に山宣さんがみえました。拷問でズロースを引き裂いたことを暴露する意味もあつて、私が公判であばいたんですよ。それで山宣さんがわざわざ札幌までみえて、婦人に対するひどい拷問として、このことを大きく問題にされ、世間に知られるようになったんです。

『久津見房子の暦』

2月8日の予算委員会で、山本宣治は質問をしました。「札幌における裁判の如き、私は当日傍聴しましたが、ある婦人の被告は、その調べの最中において、その被告の15になる娘が、母親のしている前において、言語に絶した辱めはずかしをこの取調べの官吏から受けて、それを見て腸を断つ思いをした。また、その女被告の鮮血に染まる衣服の一点が残つておつたが、それが何処どこともなく消えていつて、証拠が湮滅されたというようなことで、その話をきいている裁判官、それらの方々も面を背けたおもてそむというような例すらある。」(『今も生きてゐる治安

「維持法」治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟、1970年）

戦前といえども、拷問は合法行為ではありませんでした。苦境に立たされた政府当局は、眉をひそめ事実を否定しましたが、もはやそれは否定しようもないことでした。当局は、ひそかに “この男の口を封じ込まねば” と思ったと言います。

この追及の約1カ月後、改悪勅令が国会で事後承認された1929年3月5日の夜、山本宣治は宿泊していた東京の旅館で右翼に刺殺されました。享年40歳。

以後、国会で特高による拷問は取り上げられることはありませんでした。



■刈谷トキ氏（1906年生まれ）

「借りた『蟹工船』を持っているだけで」

氏は20歳頃、北大病院入院中に看護婦さんから借りた本、小林多喜二著『蟹工船』を退院後に読もうとそのままにしておいた。退院後、家に持ち帰ったが、まだ読んではいなかった。

刈谷さんは、1988年10月23日の第4回札幌民衆史講座の市民集会（参加者約200人）で、次のように語った。

早朝、5、6人が泥靴のままドヤドヤと入ってきました。“お前の名前は何というんだ” “トキです” といいますと “お前の品物はどれとどれだ” というんです。着物や肌着のはてまでみんな調べました。父が “何だ” と聞いたら “お前の娘さんが治安維持法にひっかかった” といって、看護婦から借りた本（『蟹工船』）や葉書、めぼしいものをもって “あとで署に来てもらう”

と言ひ残して行つてしまいました。

翌月のある日、9時までに札幌署に行きました。ところが、午後4時半すぎても何の音沙汰もなく待たされ、手洗いにいくにも警察がついてきました。治安維持法といわれてもなんのことかわからず、ただ心配で泣きたい気持ちでした。

やつと刑事がきて、ニヤニヤ笑いながら“毎日何をしてるか”“不具者だから好きな人が出来ても嫁にいけないだろう”など、話がいくらでも続いて、しまいには“始末書をかけ”と言われました。私は“何を書いたらいいかわかりません”というとお巡りさんの方で“もうこれから悪い本は読みません、と書け”というので、その通り書いたら帰してくれました。

父にその話をしましたら“バカ、いい本か悪い本か読んでもみないで何がわかる。そんなの書いたら何に使われるかわからない。少しくらい痛い目にあつても書いてはいけないのに”と言われました。ただ帰りたいたい一心で、考える力もなかつたんです。

その後、特高に見張られるようになりました。いつ頃からか、「令女界」が出

していた少女向け雑誌に随筆などを投稿していたら、そのことで又引っ張られました。

兄が医者をしていましたので、刑事に見張られていては兄の信用にかかわると母が心配して、私は東京の姉の家に行くことにしました。

東京で結婚しましたが、また刑事が尋ねてきて「旦那に黙ってやる」と言われ何の為かわかりませんが、とにかくここでも特高に尾行や監視を受けました。

そこでちょうど夫の仕事の都合で神戸へ行くことになりましたが、結果は同じで、手紙は開封されていきました。これではどうにもならないということで、夫の満州慰問公演にいっしょについていきました。夫は、藤原歌劇団のトロンボーン奏者でした。満州の大連だいれんに行ったのですが、そこで半年くらいたった頃、かよっていた聖公会教会の牧師さんが「内地で何かして来たのですか、どうも目をつけられているようだから気をつけなさい」と言われ「満州まで追ってくるなんて」と思い、腹立たしい気持ちでした。昭和16年の頃、その教会に

来ていた将校さんが“この戦争は負けるから早く帰った方が良い”と言ってました。

私は、熱河丸に乗って神戸港へ入り、東京の立川に行きました。もう終戦間近かでしたので、いろいろ不自由でした。洗濯物を外で干そうと思っても“ダメ”とか、赤い物を外に出すと“スパイだ”と言われたり。休校だった小学1年生の長男とヨチヨチ歩きの次男と赤ん坊では配給の食べ物だけでは乳も出ませんでした。子供達も空腹をかかえて水ばかり飲んでいました。

どうにもやりきれなくなって、防空訓練の時に近所の奥さんと“こんな敵機が東京に来るなら、子供を助ける訓練をしてくれればいいね”“ほんと。小さいお子さん3人ではお困りでしょう”と話したんです。そしたら、警官が2人やって来て“ちよつと来い”と言われ、署まで連れていかれました。告げ口されたんですね。

長男に“兄ちゃん、赤ん坊たのむよ。すぐ帰ってくるから”と言って引つ張られて行くと、警官に“さつき何を言った”と聞かれましたが、何のこと

かわからず黙っていると“そんなに子供を助けたいか”というので“それは親ですから”というところ、この非常時に、そんな者、麦粉5く6回こねれば二匹や三匹の餓鬼はすぐできる”というのです。私は啞然として何も言えませんでした。“生めや殖やせよ”というのに、折角生まれた子供が死んでもいいなんて、と思いました。

そのあと、署内のことですが、8月の暑い時でしたのでモンペを着ただけの裸同然の私をサーベルで叩き、その先で背骨をゴリゴリやるんです。叩かれるのは我慢できるのですが、背骨のゴリゴリには悲鳴をあげないではいられませんでした。私は次々と巡回から戻ってくる警官の輪の中に立って、卑猥ひわいな話でゲラゲラ笑いながら時間つぶしの続く中で、サーベルの見舞いをうけました。悲鳴をあげながら、子供への心配はつるばかりでした。

■ 寺沢 廸雄氏 (1907年生まれ)  
みちお

「12月8日朝、ドンドンと音がする表戸を開けると……」

1941年12月8日、理由なき検挙が全国的に始まった。弾圧の極致ともいふべき、日米開戦にともなう非常措置——予防検束・拘禁——である。

12月8日朝の5時頃まだ薄暗かったが、ラジオで軍艦マーチを放送しただけなのに眼をさまし聞いてみると、「日本の海軍航空隊が真珠湾を攻撃し、大成を挙げた」(旨)と放送し出した。とうとう始まったかなと思っていると、ドンドンと表戸を叩く音がするので外に出てみると、4〜5人の特高と10人位の警官が家の周りを取り囲んでいた。私はそれから札幌署に自動車で運ばれ、

仕切りされた小さな部屋に入れられた。

誰々が拘束されたのだろうか、理由はなんだろうか、僕が東京に行ったことを知っているのだろうか、と色々思いを廻めぐらせていると、顔見知りの福成という特高が現れて“出てこい”という。すると、また車で札幌駅まで行き、列車で小樽に連れていかれ、小樽署の留置場に入れられた。そこで初めて、岸、大沼らも札幌から来ていることが判った。キリスト教関係の人も入っていて、留置場は満員だった。

妻は、出産間際だったのでどうしたろうか。周囲から“非国民”と言われ、居ずらいことだろう、組合（当時、道全評の事務所）の方はどうなったろうか、と考えた。それよりも、仲間の者はどうなったろうか。何を調べるのか、などの方が気にかかった。

しばらくは何の取調べもなくすごしたが、年明けから、夜11時ころに出て

来いと言われて行くと、道場のような所で2く3人の特高らしき人物に“何で来ているか分っているか”と言われたので“少しも分らない”というところ、今に分るようにしてやる”と言って、“この椅子を持って水平に上げる”という。“少しでも下げると、この竹刀で殴るぞ”という。椅子の足をもつて両手で前に突き出していると、疲れて下がる。すると、ピシリと背中を殴る。元に戻すまで殴り続ける。しまいには、足払いをかけて投げ倒して足で蹴る。1時間半から2時間そんなことを繰り返してから“今夜はこれ位で終わるが、明晩また続けるぞ”といって監房に帰す。そんなことが毎晩続いた。

これは長くかかるなと考え、家族（妻と母と5歳の子）らが心配しているに違いないと思い、何とか便りをしたいと思い、チリ紙に鉛の芯（留置場に隠してあったもの）で“罪になるようなことは何もしていないからすぐ帰ることが出来るだろうから安心してくれ”と書いて、酔っぱらいで入ってきた人にたの



んだ。ところが、差出人の住所を書いていないものだから戻ってきて署に見つかってしまった。タバコを吸ったのもみつかって別の監房に移されたが、そこは窓は破れ、風が入って寒い。それに板の間である。そこで私は寝る前に裸になつて雑巾摩擦をすることにして、毎晩それを続けた。そんな状態が3月まで続いた。

札幌署に戻されると、留置場には村上由、一ノ瀬弘義らの顔が見えた。翌日の昼過ぎに取調室に呼ばれた。道庁の特高係長と思うが、早川（？）という特高の警部が福成、梅川らを従えて机に座っていた。入るといきなり「裸になれ」という。猿股一つになると「お前はまだマルクス・レーニン主義を信じているか」と早川が訊問するので「答えるべきか、否か」と迷っているといきなり竹刀で腿をビシリと2〜3回殴る。それでも迷っていると続いて又殴る。赤く腫れ上がっているとところにまたビシリ。私が沈黙しているものだから、早川

警部は“お前が読んでいる本はどこにある。それだけでも言え”という。

“引越しの時に妻に託しているの解らない”という。“そうか”といつて、留置場に戻された。

そのうち、4〜5日過ぎてから又呼び出しをうけて取調室に入ると、又裸にされ“本は見つかった。その中にはマルクス主義に関するものがあつた。今でもお前はマルクス主義を信じているのだらう”といつて、紫色になつた腿をまた竹刀で殴りだした。それでも私が黙っていると、腿や背中をとこるかまわず殴り続ける。私は“お前たちがすきなように判断すればよいだらう”と苦しまぎれに答えると、ようやく拷問の手を止めた。

その翌日から取調べが行われず、昼は刑事部屋に呼び出され、妻や義弟の運んだ差入れの食べ物をとり、初めて風呂屋にも連れて行つてくれた。入浴して驚いたことに、55キロあつた体重が45キロに減つていた。夏も過ぎ、秋も

深くなった頃、警部から呼び出しがあつて行くと “ 釈放してやるから、マルクス主義は信じません、という証文をかけ ” という。私は “ そういうことはかけないが、マルクス主義と交流はいたしません、ということなら書きましょう ” というと、 “ それでもよいから書け ” となつて、42年11月と約1カ月振りに釈放された。

妻の実家に戻ると 乳飲児ちのみこを抱えた妻が気まずい思いで2人の子供を抱えて暮らしているのに耐えかねて、別居することにした。それでも、苦しい生活が続いた。

その後、ボルネオへ島流しされた。

■土本勇氏（1907年生まれ）

「戦後も引き続き警察の監視が（戦前から約29年間）」

氏は、戦前から戦後の1957年頃までの約29年間、特高と警察の監視下におかれた。次のように証言している。（尚、氏の名は昭和11年のブラックリスト『特高関係要警戒人物一覧簿』にはない。）

私は、1907（明治40）年3月10日生まれです。父は土木請負業の信用組の土本組を経営し、道内を転々としていました。私が小学校3・4年生の頃、札幌の南区の簾舞<sup>みすまい</sup>発電所工事や京極の発電所工事にも携わりました。父の転勤で今度は福井県に転居し、全農福井県連全国会議派の組合の仕事をするようになります。1929（昭和4）年の全国弾圧事件の「四・一六事件」に遭遇しました。この時、福井県では3人が捕まり、私は主犯格として扱われましたが、拷問は受けませんでした。懲役2年執行猶予3年で、保釈金を積んで出

ました。

立教大学に学籍が残っていたので戦後になって東京に戻ることにしました。神楽坂の下でシンパの友人が喫茶店をやっており、その人は内田少将の長男でした。そこで皿洗いなどをしながらお世話になることにしました。そのうち仲間とも連絡が取れ、「会ってくれと言う人がいる」とのことで会ったら、それは中川一男さんでした。彼は1911年帯広生まれで、戦前蜂須賀農場などの小作争議を指導していて、敗戦までに4回の弾圧を受けた方です。

その彼から「全国会議派の組織部の仕事をしてくれ」というので引き受け、彼が部長で私が部員として働きました。

その頃のスローガンは、「土地を農民に与えろ！」「8時間労働制！」「シベリア出兵反対！」などで、覚えています。私は反戦同盟にも入っていました。大山郁夫の演説会やプロキノ（日本プロレタリア映画同盟）の映画会をやりました。朝鮮の同志は勇敢でしたよ。水平社の人たちとも一緒にやりました。

それから3カ月くらいたった頃、小山画家の部屋を借りて、会議をやるうと

行つたところを、張り込み中の特高に捕まりました。昭和6年頃です。部屋に行くともいない。おかしいなと思つたが、中に一人男が居たので、声をかけたら、それが特高でした。中川さんはそれから6カ月後、栃木県で捕まり、私は池袋書に連行され、拷問にありました。

椅子に座らされ、後ろ手に縛つて、膝ひざから股ももを木刀で叩き、気を失うと独房に転がしておいて、又引き出して同じことをする。2、3日続けてそれが行われました。

1カ月池袋署にいて、上野署に移され、そこで上申書を書きました。上野に29日いて、市ヶ谷刑務所に1年、独房では隣房の人と音信号で連絡を取り合いました。救援組織も潰されていて、外部とは連絡がとれませんでした。弁護士は官選、判決は懲役3年で、函館刑務所に送られました。隣房に志賀義雄がいました。昭和8年から11年の3年間、そこにいました。出獄して、父が樺太に行っていたので、そこに行くことにしました。刑務所で、札幌の思想犯保護観察所に届けて行くように言われていたので、行く途中札幌に寄って行きませんでした。樺太では父は鉄道線路工事をやっていたが、私は家でぶらぶらして

いたり、木工場に勤めたりしていました。

昭和20年3月召集にあい、馬を世話する部隊に入りましたが、脚気になり入院しました。私の前歴は軍隊にも来ていて、意地の悪い古参兵にいじめられました。上官は理解のある人でした。

ソ連軍が攻めてきた時前線に行くことになり、その途中で8月15日の放送を聞きました。(北緯50度日ソ国境線下の南樺太にある)シスカ(敷香)、ケトン(気屯)の中隊で、ソ連の捕虜になり、シベリアに送られました。収容所で「意見のある者は書いて出せ」というので、自分の経歴を書いて出しました。取り調べを受けた後、お前を信用しようということで、日本兵の教育係になりました。教育係は、カマダストーブの息子の鎌田中尉と2人でした。(私たちのところではシベリヤ抑留兵は2千人以上いたと思いますが、帰って来たのは1600名くらいでした。昭和22年に引き揚げて来ましたが、

日本に着いて、米軍の取調べを受けました。質問の多くは“ソ連軍の基地はどこにあるか”などの軍事情報でした。

帰国してからはすっかり活動意欲を失っていたので、社会運動には直接参加

しませんでした。

そして、弟の助けを借りてここですつと下宿屋をやっています。

戦後だというのに、警察はその後も来ました。1カ月に1回か。3カ月に一回とか、警察が来ては近所の家を回り、「土本さんは今何をしていますか、どんなふうですか」と様子を調べに来ていたということです。それを近所の人が、警察が来る度に教えてくれました。



■宮沢弘幸氏（1919年生まれ）

「裸で“逆さ吊り”にされて竹刀で……」

太平洋戦争の始まった1941年12月8日、当局から利用された戦時特別措置事件（冤罪事件）である。

弾圧されたのは宮沢氏とレーン夫妻らであった。その日の午前7時の臨時ニュース「米英軍と戦闘状態に入れり」のあと、特高は彼らを検挙し、札幌署に連行した。

戦前、北11条西5丁目の北大構内に外人教師の官舎が4軒あった。その西から2軒目に北大予科英語教師の米人レーン夫妻とその娘たちが住んでいた。毎週金曜の夜には、学生たちに開放し、よく楽しみに集まっていたという。工

学部4年の宮沢弘幸氏（弾圧犠牲者）は、その常連であつた。

この弾圧は独ソ開戦後の状況下で、内務省警保局（特高の元締）や憲兵隊などが計画していた、日本の開戦時にとるべき治安対策、「戦時特別措置」で、全国一斉に実行したものであつた。全国の特高は、内務省の指示によつて「外諜容疑者」101名、その後126名に、これとは別に憲兵隊が52名、総勢178名を検挙した。不起訴や検束を含めると多くなる。この内、外国人は110名以上（米人、英人他15カ国以上）で大半を占めた。札幌関係者は、この内15名（含検束）です。

宮沢らは、翌年4月軍機保護法、陸軍刑法違反などの理由で起訴され、8月から12月にかけて札幌地裁で有罪判決を受けた。宮沢、ハロルド・レーンは懲役15年、ポーリン・レーンは12年という重刑で、全国の処分状況からみると飛びぬけて重いものだった。大通拘置所に拘禁されたポーリンは、日本語

でつづつた上告趣意に、こう書いている。

「それから警察の御役人さんから永い調べを受け始めました。彼等は、丁寧でありましたけれ共、私の知らないことを知って居ると強要しました。3月には私は肉体的に心理的に悪い状態にあつた為に検事さんから調べられた時に、でたらめを書いたり言ったり致しました。主人と子供に会へる望みのために、部屋に帰つた時に数時間休んでから自分は誠でないことを言つたといふことを意識しまして、次に検事さんに御会ひする時に告白すると決心しました。それでその通りに向江検事さんに申しましたが、聴入れてくれませんでした。後に予審判事さんにそのことを話しました。私の裁判は12月21日に終わりました。裁判では、「私が“秘密の情報を学生或は家に入出している人から集めてくれ”と頼まれて情報を大使館に知らせた」と申されました。「主人が大使館の役人に非公式に頼まれた」とも言われました。

裁判の言渡しは有罪で12年の懲役でした。「私は神様の前に真実に正直に申し上げます。」「決して何人にもわざと尋ねたことがない。そして、そういう情報を大使館に知らせたことも決してない」とレーンさんは言いました。

レーン夫妻は、その後43年9月に、日本政府の必要とする在米の日本人（多分日本政府が作ったスパイ）と交換するために横浜から出航した最後の交換船に乗せられて、ニューヨークに帰りました。特別措置の狙いの一つは、この辺にあつたと考えられます。

レーン夫妻と家族同様の付き合いをしていた宮沢氏は、札幌、夕張、江別の警察署に回され、拷問を受けました。「両足首を麻縄で縛られ、逆さに吊るされて殴られた。両手を後ろに縛られて、それに棒を差し込んで痛めつけられた。」（妹・美江子証言）、「裸で“逆さ吊り”にされて竹刀でたたかれたという拷問を受けたので、どこまでも否認しては体がもたないと思い、認めた方がよい、

さもないと殺されると宮沢に勧めた」(弁護士斉藤忠雄証言)。

その後、42年3月25日札幌地裁検事局に送られ、大通拘置所に留置されました。4月9日には起訴され、翌年5月27日の上告棄却の判決で懲役15年が確定し、6月網走刑務所に服役します。

3度の冬を寒さと飢えの中で耐え忍びましたが、45年には体をこわして病舎に移されました。

同年10月10日足は骨と皮になって出獄、翌年12月末突然洗面器一杯の血をはき、獄中で感染したと思われる肺結核が結核性腹膜炎となって悪化し、戦後の47年2月23日、満27歳の若さでこの世を去りました。

この宮沢弘幸氏の受難の事実については、3年前札幌弁護士会が国家秘密法に反対する活動のひとつとして掘り起し、冤罪であったことを市民に明らかにしました。また、弁護士の上田誠吉氏は『ある北大生の受難』(朝日新聞社、1987年)と題して出版しています。

#### 第4部 えん罪事件による死刑や虐殺のケース

ここでは、次の2つの事件を紹介する。各々の分量に大差がありバランスに欠けるが、そのまま展開する。

(一) 大逆事件 (明治末期)

(二) 横浜事件 (敗戦直前)

#### (1) 非戦論・平等主義者、幸徳秋水の「大逆事件」

本名は幸徳傳次郎、秋水の名は中江兆民から与えられたものである。生まれは1871年11月5日 (明治4年9月23日)、出身地は高知県幡多郡中村町、現在の四万十市四万十川北流域である。明治時代のジャーナリスト、思想家、社会主義者、無政府主義者といわれている。

生家は酒造業・薬種業を経営し、町の有力者の一人であった。陰陽道（おんみょうどう）  
中国から伝わった呪術）をする家であった。

幸徳は9歳の時、儒学者の木戸明の修明舎に入り、四書五経等を学んだ。11歳  
で旧制中学校（現・高知県中村中学校、高等学校）に進学したが、台風で校舎が全  
壊し、再建されず中退した。

1887（明治20）年の16歳ころ上京し、同郷の中江兆民の門弟となった。  
新聞記者を目指し、板垣退助社長の『自由新聞』などに関わった。同年発布された  
保安条例で転居を余儀なくされ、大阪に移った。壮士芝居の先駆者、座長でもあつ  
た角藤定憲（すどうさだのり）に芝居公演の企画を提唱し、角藤は大日本壮士改良  
演劇会を旗揚げ、いわゆる壮士芝居の先駆けとなった。演目の一つである『勤王美  
（義）談上野曙』は兆民が秋水に執筆を依頼したといわれる。

1898（明治31）年から『萬朝報』よるや記者となった。当紙は、日本における最

初のゴシップ報道紙といわれ、権力者のスキャンダルを暴露した。1899年末には東京の新聞の中では最大発行部数30万部となった。

幸徳は記者の傍ら国民英語会等で学び、1900年8月30日、旧自由党系政党の憲政党がかつての政敵である藩閥の伊藤博文と結び、立憲政友会を結成したことを嘆き、『萬朝報』に「嗚呼、自由党死すや」との一文で有名な「自由党を祭る文」と題した批判論文を掲載した。また、同年6月より起こった義和団の闘い（北清事変）制圧の際、日本陸軍が清国からの戦利品である馬蹄銀（120万両の銀塊）を横領した嫌疑を『萬朝報』で追及し、陸軍中将の真鍋斌を求職に追い込んだ。このことで幸徳は真鍋や山県有朋の恨みを買ひ、これがのちの大逆事件につながったとする説がある。

1901年に『廿世紀之怪物帝国主義』を発行し、帝国主義を批判した。又、この年に田中正造が足尾銅山鉍毒事件について明治天皇に直訴したときの直訴状は



まず秋水が書き、正造が手を加えたものであった。この時、正造が何人かに直訴状の執筆を依頼したが、後難をおそれて尻込みする中で、秋水だけが断らずに書いたといわれている。

1903（明治36）年、日露戦争開戦前はほとんどの新聞は戦争反対であったが、ロシアとの開戦へと世論の空気が流れていく中で、『萬朝報』も非戦論から開戦論へと転換した為、幸徳は堺利彦、内村鑑三、石川三四郎と共に退社した。秋水と堺は非戦論を訴え続ける為に平民社を開業し、週刊『平民新聞』を創刊した。

1904年、「与露国社会書」発表、堺と『共産党宣言』を翻訳発表したが、即日発禁処分を受けた。

1905年、新聞紙条例で入獄、獄中でクロポトキンを知り、無政府主義に傾いた。出獄後の11月に渡米し、アメリカに亡命していたロシア人でアナーキストのフリッチ夫人やアルバート・ジョンソンらと交わり、アナルコ・サンデイカリズム

(無政府主義的労働組合主義)の影響を受けた。

同年6月23日に帰国して、28日に帰国歓迎会が開催された。この時、幸徳はゼネラル・ストライキによる「直接行動論」を提唱した。

1906(明治39)年1月、融和政策の第1次西園寺内閣が誕生し、合法主義をとった日本社会党の結党が認められた。それは、「国法ノ範囲内ニ於て社会主義ヲ主張ス」というもので、幸徳の掲げた「実力行使」に対し、党内は大きく揺れた。片山潜や田添鉄二らの「議会政策論」(普通選挙運動を主張)と対立して袂を分けることになり、幸徳はのちに岩佐作太郎と社会革命党を結成した。

1910(明治43)年6月、大逆事件で幸徳が逮捕された時は小泉策太郎に勧められて湯河原(ゆがわら)(神奈川県足柄下郡土肥村湯河原温泉)の「天野屋」に来ており、菅野スガの湯治を兼ねて宿泊中であつた。

幸徳の逮捕、処刑は当時すでに知識人層から疑問や批判があった。現在では、当局が社会主義の一掃を図る上で事件発覚を奇貨として、事件への関与が薄く大虐殺に該当しない秋水らに対し罪を捏造して処刑した、というのが定説となつてゐる。実際に皇族暗殺を計画、検討し、大逆罪に該当する可能性があるのは、菅野スガ、新村忠雄、宮下太吉、古河力作の4名のみとみられた。幸徳は事件当時、首謀者の一人に名指しされた菅野と平民社内で同棲中であり、暗殺計画を知つていた可能性はあるが、菅野は肺病で長く療養中であり、首謀者であつたという檢察の主張にはかなり無理があつた。

秋水と妻千代子（秋水2度目の妻、旧姓・師岡、元宇和島藩士の娘）の関係は、妻が手弁当を持つて獄中に面会に訪れた時、全く弁当に手をつけないほど冷え切つていた。だが、正福寺しょうふく（四万十川市）にある千代子の墓は秋水の墓に隣接してある。碑銘は、小泉策太郎（三申）の名。高知地方檢察庁、高知地方裁判所の裏

手にあり、戦前は墓碑に鉄格子がはまっけていて、刑死後もなお当局に監視されていた。

大逆事件の逮捕以後、徳富蘆花は秋水らの死刑を阻止するために兄の徳富蘇峰を通じて桂太郎首相へ嘆願したが果たせず、1911（明治44）年1月に幸徳らが処刑されたすぐその2月に、秋水に心酔していた一高の弁論部の川上丈太郎と森戸辰男の主催で「謀叛論」を講演し、学内で騒動になった。

この事件は文学者たちにも大きな影響を与えた。石川啄木は事件前後に「ヨートル・クロポトキンの著作や公判記録を入手研究し、「時代閉塞の状況」「AL E T T E R F R O M P R I S O N」などを執筆した。木下杢太郎は1911年3月戯曲「泉谷屋染物店」を執筆した。

また、秋水が法廷で「いまの天子は、南朝の天子を暗殺して三種の神器をうばいとった北朝の天子ではないか」と発言したことが外部へ漏れ、南北朝正閏論が

起こった。帝国議会衆議院で国定教科書の南北併立説を非難する質問書が提出され、2月4日に議会は南朝を正統とする決議を出した。この決議によって、教科書執筆責任者の喜田貞吉が休職処分を受けた。以降、国定教科書では「大日本史」を根拠に、三種の神器を所有していた南朝を正統とする記述に差し替えられた。

また翌1912（明治45）年6月には上杉慎吉が天皇主権説を発表、美濃部達吉が天皇機関説を主張し、当時の大学周辺では美濃部の天皇機関説が優勢になったが、のち天皇主権説が優勢になった。馬蹄銀事件で秋水らを疎ましく思っていた山形有朋はのちロシア革命が勃発してからは極秘で反共主義政策を進め、上杉の天皇主権説を基礎にした「国体論」が形成されていった。

新たな資料などが発見された1960年代以来、大量の研究書が発表されており、大逆事件（幸徳事件）は国家によるフレームアップ（濡れ衣）の典型例であったことが確実となった。

(参考文献は、主に「Wikipedia」を参照した。)

まだ、科学的社会主義思想や共産主義思想の政党がない時代、アナーキスト（無政府主義者）が活躍していた。幸徳秋水は、獄中でクロポトキンらのアナーキストを知り、渡米して無政府主義者の影響を受けて帰国し、無政府主義を主張した。(なお、前者の社会主義思想は「労働の質・量に依りて受け取る社会」の実現を目指し、後者は「必要に依りて受け取る社会」の実現を目指す思想で、社会主義社会を経て生産力の高度な発展が前提である)。

明治・大正・昭和の天皇が君主として統治していた時代、側近や臣民・皇民であった華族や高級官僚らは天皇制と天皇・皇族を守るのが絶対使命であった。

したがって、帝国憲法1から17条の「天皇の権限」、とくに6条の裁可・公布・執行権はそのためにあった。裁可権とは、臣下が作る法律等に対する天皇の許可・承認権のことであった。

まず、旧刑法（1882明治15年施行）の大逆罪と不敬罪を見てみる。

### 〈大逆罪〉

第116条「天皇三后皇太子ニ対シ危害ヲ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス」

（1907年に116条の一部修正して左のような73条大逆罪を設けた。）

第73条「天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ対シ危害ヲ加

ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス」

第75条「皇族ニ対シ危害ヲ加ヘタル者ハ死刑ニ処シ危害ヲ加ヘントシタル者

ハ無期懲役ニ処ス」

第120条「此章ニ記載シタル罪ヲ犯シ軽罪ノ刑ニ処スル者ハ六月以上二年以

下ノ監視ニ付ス」（これが1936年の思想犯保護観察法になる。

期限2年とあるが延期も可能）





## 〈不敬罪〉

第116条「天皇三后皇太子ニ対シ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントシタル者ハ死刑ニ処ス」

第117条「天皇三后皇太子ニ対シ不敬ノ所為アル者ハ三月以上五年以下ノ重

禁錮に処シ…」

大逆罪の第73条適用事案は4件あった。1910年の幸徳逮捕事件、23年の虎ノ門事件、24年の朴烈事件、32年の桜田門事件である。

幸徳秋水（1871明治4～1911明治44年）が活躍していたころは、隣国朝鮮（韓国）を植民地にしていく時期であった。1905年に第2次日韓協約が、1910年に韓国併合条約が締結され、武力を背景に朝鮮を日本の支配下に置いた。幸徳がその動向にどのような考えをもっていたかは、把握できていない。

●幸徳秋水らに対する「大逆事件」前後の略年一覽

1902 (明治35) 年.. (31歳) 幸徳秋水、『兆民先生』を發表

1903 (明治36) 年一月.. 平民社結成、週刊『平民新聞』發行

1904 (明治34) 年 月.. 堺利彦と、マルクスらの『共産党宣言』を翻訳

發表するも、即日發禁となる

1905 (明治38) 年一月.. 平民新聞廢刊

一月.. 幸徳渡米、帰国後、無政府主義への轉換を主張

1907 (明治40) 年一月.. 平民社再建、日刊「平民新聞」發行

四月.. 廢刊

一〇月.. 幸徳、病氣療養のため高知県の中村町 (現四万

十川市) に帰郷

1908 (明治41) 年六月.. 赤旗事件で堺・菅野・大杉栄らが検挙される

七月.. 上京、このころから仲間が上京し平民社を訪問

九月.. 巢鴨に平民社開設

1909 (明治42) 年二月.. 宮下、平民社初訪問、天皇暗殺を話題にする

五月.. 幸徳と菅野『自由思想』創刊、即日発禁処分

十一月.. 宮下、爆裂弾実験成功

1910 (明治43) 年三月.. 平民社解散、五月二五日宮下・新村逮捕、大逆

事件の検挙が始まる、八月二二日韓国併合条約

調印式(未成立)、一〇月までに二六名が予審請

求(起訴)される、一二月一〇日公判開始

1911 (明治44) 年一月.. 一八日二四人に死刑判決、一九日その内一二人

を無期懲役に減刑、二四日に幸徳秋水等一人

と二五日に菅野須賀子の計一二名を死刑執行

(幸徳秋水一族の墓、高知県四万十市中村山手

通51番地、今日、1月24日に墓前祭)

二月…一日徳富蘆花、一高で「謀反論」を講演

1914 (大正3) 年六月…高木、秋田監獄で自死

1923 (大正12) 年九月…大杉栄・伊藤野枝・橘宗一が憲兵に虐殺される

〈戦後〉

1960 (昭和35) 年二月…「大逆事件の真実をあきらかにする会」結成

- 1961 (昭和36) 年.. 坂本と森近遺族が東京高裁に再審請求  
1965 (昭和40) 年.. 再審請求棄却  
1967 (昭和42) 年.. 最高裁、特別抗告棄却  
1975 (昭和55) 年一月一日.. 大逆事件最後の生存者・坂本清馬死去  
2000 (平成12) 年.. 高知県中村市議会、幸徳秋水顕彰決議を採択  
2011 (平成23) 年.. 大逆事件再審検討会結成

● 小山松吉検事総長の講演から (1928、昭和3年9月)

「大逆事件は日本有史以来の大事件であるから、法律を超越して処分しなければならぬ、…訴訟手続などに拘泥すべきでないという意見が政府部内にあった。…  
… 事実が判ったらほとんど首切ったら宜しかろうと言う説もあった。…幸徳の

事件は証拠などを詳細に取調べる要はない。事柄が明瞭なら死刑にしてしまったら宜しいだろうと、また幸徳ほどの男がこの事件に関係のないはずはないという推定の下に証拠はきわめて薄弱であったが検挙することに決めた」

●「百年後に誰かが…」、幸徳の獄中書簡から（1911、明治44年1月10日付）

「…今回事件に関する感想をとのことでしたが、事茲ことここに至つて今將た何をか言はんです、又言はうとしても言うべき自由がないのです。想うに百年の後、誰か私に代つて言つてくれる者があるだろうと考へて居ます。」

●大逆罪で死刑の一人菅野スガの最終陳述より（1911、明治44年1月18日）

「これが私の運命ですから。犠牲者はいつでも最高の榮譽と尊敬とを後代から受けます。私もその犠牲者となつて、今死にます。私はいつの時代かに、私の志

のある所が明らかにされる時代が来るだらうと信じて居ますから何の心残りもありません」

●大逆事件連座者（五十音順）

〈大逆罪で死刑を執行された人々12名〉

内山愚童・大石誠之助・奥宮健之・菅野須賀子・幸徳秋水・成石平四郎・新見  
卯一郎・新村忠雄・古河力作・松尾卯太郎・宮下太吉・森近運平

〈大逆罪で死刑判決を受けた後、無期懲役に減刑された人々12名〉

岡林寅松・岡本穎一郎・小松丑治・坂本清馬・崎久保誓一・佐々木道元・高木  
顕明・武田九平・飛松興次郎・成石勘三郎・三浦安太郎・峯尾節堂

〈爆発物取締罰則で有期刑になった人々2名〉

新村善兵衛・新田融

計26名

●平民社の宣言文(「自由・平等・博愛」)

宣言

- 一、自由、平等、博愛は人生世に在る所以の三大要義也。
- 一、吾人は人類の自由を完からしめんがために平民主義を奉持す、故に門閥の高下、財産の多寡、男女の差別より生ずる階級を打破し、一切の厭制束縛を除去せんことを欲す。
- 一、吾人は人類をして平等の福利を享けしめんが為に社会主義を主張す、故に社会をして生産、分配、交通の機関を共有せしめ、其の経営處理一に社会全体の為にせんことを要す。



## (2) 敗戦間近の言論弾圧「横浜事件」

2016年12月3日付けの『東京新聞』（名古屋「中日新聞」東京版）は、横浜事件の裁判に関して、次の記事を掲載した。

戦時中最大の言論弾圧とされる「横浜事件」で有罪判決を受け、再審で免訴が確定した元被告の遺族らが国家賠償を求めた控訴審弁論が12月2日、東京高裁であった。元被告の妻で、原告の木村まささん（67）が意見陳述し、安全保障関連法（戦争法）の成立や通信傍受法の対象拡大、平和や人権が軽視されかねない動きが出つつある現状に「横浜事件を二度と起こしてはならない」と訴えた。

治安維持法違反容疑で逮捕された2人。木村さんは「治安維持法に似たような法律が出ている」と指摘し、「平和とは戦争をしないことではないか。この国の選択や方向が恐ろしい」と警鐘を鳴らした。

「平成の治安維持法」とも呼ばれる「共謀罪」創設法案が来年（2017年）の通常国会へ提出されようとしている。共謀罪は、犯罪の計画を話し合うことを処罰対象にしており、思想や言論を取り締まる点で治安維持法と同じだ、との指摘がある。

弁論後の集会で、支援者ら約40人を前に、木村さんは共謀罪について「国は手を替え品を替え、私たちを取り締まることに懸命だ。その都度反対していかなければならない」と呼びかけた。（以下略）

# 共謀罪の危険に警鐘

『東京新聞』  
2016.12/3

## 「横浜事件」原告が人権訴え

戦時中最大の言論弾圧とされる「横浜事件」で有罪判決を受け、再審で免訴が確定した元被告の遺族らが国家賠償を求めた控訴審弁論が二日、東京高裁であった。元被告の妻で、原告の木村まきさん（60）が意見陳述し、安全保障関連法の成立や通信傍受法の対象拡大で、平和や人権が軽視されかねない動きが出つつある現状に「横浜事件を二度と起こしてはならない」と訴えた。



弁論後の集会で発言する木村まきさん（東京・霞が関の弁護士会館で）

治安維持法違反容疑で逮捕された二人。木村さんは「治安維持法に似たような法律が出てきている」と指摘し「平和とは戦争をしないということではないか。この国の選択や方向が恐ろしい」と警鐘を鳴らした。訴えでは、木村さんの夫で、元出版社社員の故亭さんは一九四三年、共産党の再建を図ったとして、神奈

川県の特高警察に逮捕され、拷問で自白を強制された。原告側は、旅館で評論家らと一緒に写った記念写真からストーリーをぞち上げられたと主張している。

「平成の治安維持法」とも呼ばれる「共謀罪」創設法案が来年の通常国会へ提出されようとしている。共謀罪は、犯罪の計画を話し

合うことを処罰対象としており、思想や言論を取り締まる点で治安維持法と同じだとの指摘がある。

弁論後の集会で、支援者ら約四十人を前に、木村さんは共謀罪について「国は手を替え品を替え、私たちを取り締まることに懸命だ。その都度、みんな反対していかなければいけない」と呼び掛けた。

(3)「共謀罪法案」は“見えにくい冤罪”を生みやすい

二通りの意味で冤罪が生じる危険がある。

一つは、まったく考えてもいないのに一般の人々も決めつけられて逮捕される。

もう一つは、現在の罪刑法定主義（既遂段階での処罰）を無視して、その前段階から逮捕される冤罪である。

いずれも、その理由は既述の通り、法案に警察らの当局に恣意的に判断してもよいという権限を与えているからである。仮に、たとえ間違っても「これこれしかじかで、そうに違いない。問答無用だ」と高飛車、且つ一方的に理屈を捏ねて断定すればよいのである。

ただ、さんざん取調べて冤罪と分かってても、当局は「間違った、ごめんね」とは絶対に言わない。間違ったことを隠す。「もう帰っていいよ」と理由も聞かされずに署から返されて終わり、である。裁判に訴えない限り、なかなか表ざたにならない。自分が共謀罪の疑いをかけられただけで、冷ややかで厳しい世間の目が待っているだけだ。隣近所の噂にもなりかねない。マイナスはあってもいいことはない。そのことも当局は重々承知だ。

だから、正確にいえば「見えにくい冤罪を生みやすい」ということであり、嫌な  
思いとその後になんとなく不安が残るだけだ。

### 資料：治安維持法、その目的遂行罪・予防拘禁、思想犯保護観察法

(カタカナをヒラカナに変換)

#### 「治安維持法」

国体(天皇制)の変革や私有財産制度(資本主義経済制度)否認を目的とする結  
社・運動の禁止を目的とした。(以下略)

・1925(大正14)年 第一条 国体(若は政体)を変革し又は私有財産制度を否  
認することを目的として結社を組織し又は情を知りて之に加入したる者は十年以  
下の懲役又は禁錮に処す

・1928年改悪 第一条 国体を変革することを目的として結社を組織たる者又  
は結社の役員其他指導者たる任務従事したる(担当したる)者は**死刑又は無期**若  
は五年以上の懲役若は五年以上の懲役若は禁錮に処し情を知りて結社に加入したる  
者は又は結社の**目的遂行の為にする行為**を為したる者は二年以上の有期の懲役又は

禁錮に処す 私有財産制度を否認することを目的として結社を組織したる者、結社に加入したる者又は結社の目的遂行の為にする行為を為したる者は十年以下の懲役又は禁錮に処す」

1941(昭和16)年改悪、「第一章 罪 第七条 国体を否定し又は神宮若は皇

室の尊嚴を冒瀆すべき事項を流布することを目的として結社を組織したる者又は結社の役員其の他指導者たる任務に従事したる者は無期又は四年以上の懲役に処し情を知りて結社に加入したる者又は結社の目的遂行の為にする行為を為したる者は一年以上の有期懲役に処す」第三章 予防拘禁 第三十九条 第一章に掲ぐる罪を犯し刑に処せられたる者其の執行を終わり釈放せらるべき場合に於て更に同章に掲ぐる罪を犯す<sup>おそれ</sup>虞あること顯著なる時は裁判所は検事の請求に因り<sup>よ</sup>本人を予防拘禁に付する旨を命ずることを得 第一章に掲ぐる罪を犯し刑に処せられ其の執行を終りたる者又は刑の執行の言渡を受けたる者思想犯保護観察法に依り保護観察に付せられ居る場合に於て保護観察に依るも同章に掲ぐる<sup>また</sup>罪を犯す危険を防止すること困難にして更に之を犯すの虞あること顯著なるとき亦前項に同じ」

## 「思想犯保護觀察法」

治安維持法違反者に対する監視法。違反者として検挙された者のうち、執行猶予・不起訴処分者・刑期終了者・仮出獄者を対象とする保護觀察所を設け、審査会の決議により二年間(延期も可)觀察所保護司の監視下におくことを規定。居住・通信・交友などを制限、干渉し、社会主義者などの思想活動を拘束し転向を促進することを目的とした。

・1936(昭和36)年・第一条 治安維持法の罪を犯したる者に対し刑の執行猶予の言渡ありたる場合又は訴追を必要とせざる為公訴を提起せざる場合に於ては保護觀察審議会の決議に依り本人を保護觀察に付することを得本人刑の執行を終り又は仮出獄を許されたる場合亦同じ」第二条 保護觀察に於ては本人を保護して更に罪を犯すの危険を防止する為其の思想及行動を觀察するものとす」。

## おわりに

当冊子作成は、心配と怒りから始まった。

2月20日から通常国会が始まるとわかった1週間前から取り組んだ。国会開会前までに作成し飛ばす意気込みで、1週間で千冊手作りで作成した。ただ、本来なら仲間と検討するのだが、それには半月や一カ月はかかる。間に合わないと判断して一人で決起した。だから、不十分で稚拙なものだ。

しかし、2月25日の講演が「わかりやすかった」との感想をいただいたので、その時のレジメ（展開）を基に改訂版を作成した。

一人から始めたので増刷・改訂版も一人でやらなければならぬが、心配と怒りは増幅して持続している。

安倍政権の嘘と誤魔化し、そして暴走は続いている。なによりも許せないのは、憲法第99条で総理大臣を始めとした全公務員は憲法尊重の義務を課せられている。知る限りで、憲法を守らない現職首相は世界に見たことも聞いたこともない。特異な政治家だ。

東京オリピックは、欧米の国々の選手が参加するか不透明、という。欧米に「

原発事故の放射能汚染で住めないくらい日本、東京」という声があり、日本では「灯台もと暗し」である。「共謀罪」ところではない安倍政権だ。

2月15日に「共謀罪」必要有無の世論調査がNHKから公表された。東京オリピック成功のため必要が多数を占めたが、調査前に「共謀罪」についての特集番組を放映したという話は聞いていない。当然の結果だ。その後、4月に共謀罪法案の特集が放映されたが、核心の「テロ等」の「等」に触れなかった。何でもかんでも処罰の対象になりかねない部分だ。「共謀罪法案はどんな法律か」が判れば世論調査結果の「賛成」や「わからない」の割合は激減するであろう。

また、安倍政権支持・不支持の調査の仕方もおかしい。支持理由に異質な項目「他によさそうな人がいないから」というのがあった。もつといい人はたくさんいる。調査項目だから、政策の支持不支持で一貫してほしい。

民意が極端に反映しにくい小選挙区制で「有権者の自民党支持3割以下で議席3分2以上を獲得」した先の衆議院選、来る選挙が日本の命運を分ける勝負の選挙になる。

市民と野党共闘の実現は「小異を捨て大同につく大人の度量」が求められている。



## 新版『危険！共謀罪法案』

- ・発行日…初版2017年1月20日、第2版2月13日、第3版3月18日、  
新版第4版5月15日

・著者・発行者…共謀罪法案に反対する会（代表・小松豊）

・価格…無料（郵送代164円がかかります。送冊時に同封の郵便振込用紙にてお願いします。）

・注文連絡先…007・0807

札幌市東区東苗穂7条3丁目7-16、T・F011・785・2622

（代表宛）

\*乱丁・落丁はお取替いたします。